

命を守る 住宅用火災警報器

設置してありますか？点検してありますか？



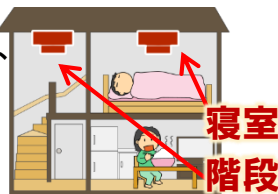
佐賀県内すべての住宅に住宅用火災警報器が義務付けられてから
令和6年6月1日で**13年**が経過しました。

※ 住宅用火災警報器は、古くなると電子部品の寿命や電池切れなどで火災を検知しなくなることがありますので、機器本体を取り替えましょう。

■設置する場所(例)

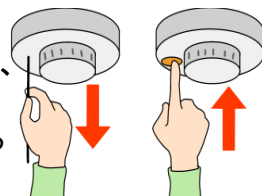
設置が必要な場所は、
寝室・階段等※です。

※階段は、寝室が2階以上
にある場合に必要です。



■点検方法

ひもを引っ張ったり、
ボタンを長押しすると、
音声などで正常に作
動するかどうかを知ら
せてくれます。



WITH
THE
KYUSHU

九州一斉

住宅用火災警報器普及啓発キャンペーン実施中！

主催/佐賀県消防長会（佐賀県内5消防本部）

- 佐賀広域消防局
- 杵藤地区広域市町村圏組合消防本部
- 唐津市消防本部
- 鳥栖・三養基地区消防事務組合消防本部
- 伊万里・有田消防本部

【後援】

FDMA 総務省消防庁
佐賀県消防協会 Fire and Disaster Management Agency



後援/佐賀県

（お問い合わせは、最寄りの消防本部へ）